

## 第 3 号 議 案

共済規程の一部変更について

## 第 3 号 議 案

### 共済規程の一部変更について

「地震に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置」について、地震以外の災害等に対しても解釈によらず実施できるよう、規定の変更を行う。

#### 附帯決議

第 3 号議案の承認申請に際し、行政庁から字句の修正等の指示があるときは、これに対する措置を組合長に一任する。

新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>第 2 章 事業の実施方法に関する事項 (略)</p> <p>(地震等に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置)</p> <p>第16条 この組合は、<u>全国共済連が定めた地震等によって、この組合又は共済契約者、被共済者若しくは共済金を受け取るべき者が共済契約に係る手続を実施することが困難となる場合において、全国共済連が定めた期間内に、共済契約につき、この組合と共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者との間における権利の行使又は義務の履行の時期を経過することとなるときは、この章及び共済約款の定めにかかわらず、権利の行使又は義務の履行については、全国共済連が定めたところによる。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>第 2 章 事業の実施方法に関する事項 (略)</p> <p>(地震に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置)</p> <p>第 16 条 この組合は、<u>地震が発生し、又は大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられたため、共済事業に係る業務を停止し、又は開始しない場合において、全国共済連が定めた期間内に、共済契約につき、この組合と共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者との間における権利の行使又は義務の履行の時期を経過することとなるときは、この章及び共済約款の定めにかかわらず、権利の行使又は義務の履行については、全国共済連が定めたところによる。</u></p> <p>(以下略)</p>

#### 附 則

この変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。